特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三朝町長

公表日

令和6年2月1日

I 関連情報

- NEIHW						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	個人住民税関係事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー					
2 特定個人情報ファイル	L&					

2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 本号法 第9条第1項、別表第1の16の項 内閣府・総務省令第5号 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] 2) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号、別表第2の27の項 内閣府・総務省令第7号 第20条
	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、

②法令上の根拠

42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第29条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条

<選択肢>

业のに内閣府・総務省で第七号 第1余、第2余、第3余、第4余、第6余、第7余、第18余、第10余、第12余、第 13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条 の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44 条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の 2の2、第59条2の3、第59条の3

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 三朝町(町民課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 0858-43-3505

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上1万人未満 3) 1万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年11月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策			
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	と入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査	8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
	I 関連情報③システムの名称	記載なし	国税連携システム	事後	07 JE /JA
	IIしきい値判断項目 1 いつ 時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年11月22日 時点	事後	
令和3年11月30日	ゴじぎい値判断項目 2 いつ 時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年11月22日 時点	事後	
令和3年11月30日		【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	事後	番号法改正による修正
令和4年11月30日	Ⅰ1② 事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発 行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方祝法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発 行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①課稅原票の照会 ②住民稅課稅情報の照会 ③課稅デ一タ、給与所得者の異動届の入力 ④納稅通知書・稅額決定通知書及び特別徵収 稅額通知書・給与所得者の別力 ⑤公的年金からの特別徵収に係る年金支払者 への各種通知 ⑥扶養是正等に係る稅務署への通知 ⑦住登外課稅に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本とし て中間サーバーに登録し、情報提供本ットワー ウシステムに接続して特定個人情報の照会と提	事後	整理
令和4年11月30日	I 1③ システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 中間サーバー・ソフトウェア 国税連携システム	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー	事後	整理
令和4年11月30日	I 2 特定個人情報ファイル名	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	整理
令和4年11月30日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法 第9条第1項、別表第1の16の項 内閣府・総務省令第5号 第16条	事後	整理
	I 4② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号、別表第2の27の項 内閣府・総務省令第7号 第20条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、 11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、 38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、 64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120の各項 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、 第3条、第4条、第16条、第7条、第0条、第10条、第 2条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、 第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23 条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第 26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第22条 第33条、第34条、第35条、第 36条、第37条、第38条、第39条、第49条、第43条、 第43条の3、第43条の4、第44条、第44条、第45条、第 第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第55条、第 条、第55条、第59条、03、第59条の2	事後	整理
令和4年11月30日	IIしきい値判断項目 1 いつ 時点の計数か	令和3年11月22日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和4年11月30日	IIしきい値判断項目 2 いつ時点の計数か	令和3年11月22日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	田しきい値判断項目 1 いつ 時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	国しきい値判断項目 2 いつ 時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
İ					